

* この書面は海外旅行保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みくださるようお願い申し上げます。
 * この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、「安心ガイド」をご覧ください。

1. 商品の仕組み

- 海外旅行保険は、海外旅行の目的をもってご自宅を出発されてからご自宅に帰着されるまで(以下「旅行行程中」といいます。)*1のさまざまな偶然な事故により、保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)*2がケガをされた場合や発病された場合に保険金をお支払いします。被保険者の範囲*2や、保険金をお支払いする事故の種類によって補償をお選びいただくことができます。
- *1 旅行の途中で一時帰国された場合には、その時点で保険責任が終了いたしますのでご注意ください。なお、「一時帰國中補償特約」をセットされることにより、一時帰國中を旅行行程中とみなして保険責任を継続することができます。(ご契約期間が31日(30泊31日)を超える場合は複数回の海外旅行を前提にご契約期間1年間でご契約いただく場合を除き、「一時帰國中補償特約」が自動的にセットされます。)
 - *2 家族旅行特約をセットされる場合の被保険者の範囲は次のとおりとなります。
 - 申込手続き画面の被保険者ご本人欄に記載された方(以下「被保険者ご本人」といいます。)
 - 次の方のうち、被保険者ご本人と旅行行程が同一で、申込手続き画面の被保険者欄に記載された方
 - ① 被保険者ご本人の配偶者(被保険者ご本人と婚姻の届出を予定している方を含みます。)
 - ② 被保険者ご本人またはその配偶者と生計を共にする同居のご親族
 - ③ 被保険者ご本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様(婚姻歴のない方)

2. 補償内容

① 主な支払事由(保険金をお支払いする場合)

○主な支払事由(保険金をお支払いする場合)は次のとおりです。次の保険金は組み合わせてご契約いただくことが可能です(保険金の種類によっては同時にご選択いただけない組合せもございますので、詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。)。主な支払事由の詳細につきましては、「安心ガイド」をご覧ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷 害 死 亡 保 險 金	旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合	死亡保険金受取人(死亡保険金受取人の定めのないご契約の場合は被保険者の法定相続人の方)に傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。
	ご注意(傷害死亡保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、既にお支払いした傷害後遺障害保険金の金額を控除した金額をお支払いします。)	
傷 害 後 遺 障 害 保 險 金	旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。ご契約期間を通じ傷害後遺障害保険金額がお支払いの限度となります。
疾 病 死 亡 保 險 金	①旅行行程中に病気のため亡くなられた場合 ②旅行行程中に発病された病気、または旅行行程中に原因が発生し旅行行程終了後72時間以内に発病された病気を原因として旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に亡くなられた場合(ただし、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、その後も医師の治療を受けていたことを要します。) ③旅行行程中に感染された特定の感染症*により、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に亡くなられた場合	死亡保険金受取人(死亡保険金受取人の定めのないご契約の場合は被保険者の法定相続人の方)に疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。
	*特定の感染症(治療・救済費用保険金の(2)疾病治療費用における特定の感染症も同様です。) コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症	
賠 償 責 任 保 險 金	旅行行程中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物(レンタル業者から賃借した旅行用品などを含みます。)をこわしたり、紛失したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合 ご注意(被保険者が責任無能力者の場合に、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負担されたときにも保険金をお支払いします。) ご注意(傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで賠償責任補償特約と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。)	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、弊社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 ご注意(賠償金額の決定については事前に弊社の承認を必要とします。(海外滞り期間中は、弊社が保険金の支払業務を委託するクレームエージェントへご連絡ください。))
治 療 ・ 救 援 費 用 保 險 金	次の(1)から(3)までの「保険金をお支払いする場合」の事由が生じた場合に、「お支払いする保険金」の費用のうち、実際に支出された金額で社会通念上妥当な金額をお支払いします。この場合、お支払いする保険金は、傷害治療費用、疾病治療費用、救済者費用を合わせて、1回のケガ、病気、事故につき治療・救済費用保険金額を限度とします。	
(1) 傷 害 治 療 費 用	旅行行程中の事故によってケガをし、医師の治療(義手および義足の修理を含みます。)を受けられた場合	次の費用(被保険者が払戻しを受けた金額、またはご負担を予定されていた金額は費用の額から除きます。)。ただし、ケガの場合は事故発生日から、病気の場合は治療を開始された日から、その日を含めて180日以内に要した費用に限り、 ①治療のために必要な次の費用 ア. 診療関係費、入院費 イ. 交通費、緊急移送費、転院費 ウ. ホテル客室料 エ. 通訳雇入費 オ. 義手、義足の修理費(ケガの場合のみ対象となります。) カ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 キ. 公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費 ②入院により必要となった次の費用(合計して20万円限度) ア. 身の回り品購入費(5万円限度) イ. 国際電話料などの通信費 ③医師の治療を受け旅行行程を離脱した場合の旅行行程復帰費用、帰国費用
(2) 疾 病 治 療 費 用	①旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病され、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(旅行行程中にその病気の原因が発生した場合に限り、) ②旅行行程中に特定の感染症(疾病死亡保険金の*特定の感染症に同じです。))に感染され、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内にその病気を原因として医師の治療を受けられた場合	ご注意(カイロプラクティック、鍼、灸による治療のために支出された費用については保険金をお支払いできません。(鍼、灸については、日本国内で医師の指示により治療を受けた場合を除きます。))

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
(3) 救 援 者 用 費 用	旅行行程中、 ①搭乗されている航空機、船舶が行方不明となった場合または遭難した場合 ②被ったケガにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、または継続して3日以上入院された場合 ③病気のため亡くなられた場合 ④発病された病気により継続して3日以上入院された場合または旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に亡くなられた場合(ただし、旅行行程中に医師の治療を受け、その後も継続して治療を受けていたことを要します。) ⑤事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察などの公的機関により確認された場合	ご契約者、被保険者または被保険者のご親族が負担された次の費用 ①*索救助費用 ②現地との航空運賃などの交通費(救援者3名分限度) ③現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救援者3名分限度、かつ、1名につき14日分限度) ④渡航手続費および現地での諸雑費(合計して20万円限度*) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、ご負担を予定されていた金額、傷害治療費用・疾病治療費用部分でお支払いする金額は控除します。) ⑥遺体処理費用(100万円限度) ⑦被災者以外の被保険者(以下「付添者」といいます。)が、旅行行程に復帰または直接帰国するための航空運賃などの交通費 ⑧付添者が、旅行行程に復帰または直接帰国するためのホテルなどの宿泊施設の客室料(14日分限度) (⑦、⑧は家族旅行特約をセットされる場合のみお支払対象となります。) ☑️注 意 「現地」とは事故発生地、収容地、勤務地をいいます。 * 家族旅行特約をセットされる場合は合計して40万円限度となります。
傷 害 治 療 費 用 保 険 金	治療・救援費用保険金の(1)傷害治療費用の「保険金をお支払いする場合」と同一です。	1回のケガ、病気につき、実際に支出された費用*のうち社会通念上妥当な金額をお支払いします。この場合、お支払いする保険金は、ケガの場合は傷害治療費用保険金額、病気の場合は疾病治療費用保険金額を限度とします。 * 費用の種類および内容は、治療・救援費用保険金の(1)傷害治療費用、(2)疾病治療費用の「お支払いする保険金」に掲げる費用と同一です。
疾 病 治 療 費 用 保 険 金	治療・救援費用保険金の(2)疾病治療費用の「保険金をお支払いする場合」と同一です。	
救 援 者 費 用 等 保 険 金	治療・救援費用保険金の(3)救援者費用の「保険金をお支払いする場合」と同一です。	ご契約者、被保険者または被保険者のご親族が実際に支出された費用*で社会通念上妥当な金額をお支払いします。この場合、お支払いする保険金は、ご契約期間を通じて救援者費用等保険金額を限度とします。 * 費用の種類および内容は、治療・救援費用保険金の(3)救援者費用の「お支払いする保険金」に掲げる費用と同一です。
携 行 品 害 害 保 険 金	旅行行程中に、火災、盗難、破損などにより携行品に損害が生じた場合 ☑️注 意 携行品とは、被保険者が所有し、携行するバッグ、カメラ、衣類などの身の回り品をいいます。(旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、携行する物を含みます。)なお、次に掲げる物は含まれません。 ●通貨、小切手、株券、預金証書、クレジットカード、義歯、義肢、コンタクトレンズ、業務のためだけに使用される物および商品、データソフトウェアなどの無体物 ●ウインドサーフィン・サーフィンなどを行うための用具 ●被保険者の居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)にある物、別送品など	1回の事故につき、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円を限度として、時価*(修理可能な場合は時価と修理代金のいずれか低い額。運転免許証については再発給手数料)により算定された損害額をお支払いします(パスポートについては現地における再発給費用などを5万円限度、乗車券などについてはその損害額を合計して5万円限度)。ただし、ご契約期間を通じ合計して携行品損害保険金額がお支払いの限度となります。 * 時価とは、損害が生じた地および時におけるその携行品の価額をいいます。
航 空 機 寄 託 手 荷 物 遅 延 等 費 用 保 険 金	乗客として搭乗される航空機に預けた手荷物(以下「寄託手荷物」といいます。)が、航空機の目的地到着から6時間以内に到着しなかった場合 (注)身の回り品とは寄託手荷物に含まれていた必要不可欠な衣類(下着、寝間着など)、生活必需品(洗面用具、かみそり、くしなど)およびそれらを持ち運ぶためのかばんなどをいいます。	被保険者が予定されていた目的地にて負担された身の回り品(注)購入費・レンタル費用(1回の遅延につき10万円を限度とし、目的地到着から96時間以内、かつ寄託手荷物が被保険者のもとに到着するまでの間に負担されたもの)をお支払いします。
航 空 機 遅 延 費 用 等 保 険 金	①搭乗予定航空機が6時間以上の出発遅延、欠航もしくは運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗された航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 ②搭乗された航空機の遅延もしくは着陸地変更、または搭乗予定航空機の欠航などにより乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合	出発地(左記②は乗継地)にて代替機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担された次の費用および目的地における旅行サービスの取消料を、1回の搭乗不能・遅延などにつき2万円を限度にお支払いします。 ○ホテルなどの客室料 ○食事代 ○国際電話などの通信費 ○交通費(ホテルなどへの移動に要するタクシー代など、その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用) ☑️注 意 社会通念上妥当な費用の額とし、他の給付などがある場合は、その額を控除します。

○治療に関わる費用(治療・救援費用、傷害治療費用、疾病治療費用各保険金)については、日本国内で治療を受けられた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者から診療機関に直接お支払いになることが必要とされない部分についてはお支払いの対象となりません。(海外で治療を受けられた場合で、類似の制度があるときも同様です。)

②主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)など

○次の事由によって生じた損害(ケガなど)に対しては保険金をお支払いできません。なお、主な場合のみを記載しておりますので、詳しくは「安心ガイド」に掲載している特約の「保険金を支払わない場合」をご覧ください。

【ケガまたは病気に関する補償の免責事由】

次の事由によって生じた損害(ケガや病気または費用)に対しては保険金をお支払いできません。

●ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ●自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為など ●歯科疾病

●戦争、革命、核燃料物質の有害な特性など ●無資格運転、酒酔い運転*2

●むちうち症または腰痛でそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

●妊娠、出産、早産、流産に起因する病気*3(ただし、ご契約期間が31日(30泊31日)までの場合において、妊娠満22週未満における妊娠初期の異常が、旅行行程中に発生し、ご自宅に帰着されるまでの間に医師の治療を開始されたときはお支払いの対象となります。)

※前記の*1から*3までの免責事由についてそれぞれ次に該当する場合は「治療・救援費用保険金」の救援者費用および「救援者費用等保険金」のお支払いの対象となります。

*1 自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合

*2 事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合

*3 旅行行程中に亡くなられた場合

<疾病治療費用に関する補償固有の事由>

●旅行行程開始前から発病していた病気 など

【賠償責任に関する補償の免責事由】

①次の原因により損害賠償責任が生じた場合は保険金をお支払いできません。

●ご契約者または被保険者の故意 ●被保険者の職務遂行

●自動車(ただし、原動機付身体障害者用車いす・歩行補助車やゴルフ場敷地内でのゴルフカートによる事故はお支払いします。)、原動機付自転車、船舶、航空機の所有、使用または管理 ●被保険者の心神喪失

②受託物に関する損害賠償責任(ただしホテルのルームキー、レンタル業者から賃借した旅行用品などはお支払いします。)

同居のご親族および旅行行程を同じくするご親族に対する損害賠償責任 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
(3) 救 援 者 用 費 用	旅行行程中、 ①搭乗されている航空機、船舶が行方不明となった場合または遭難した場合 ②被ったケガにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、または継続して3日以上入院された場合 ③病気のため亡くなられた場合 ④発病された病気により継続して3日以上入院された場合または旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に亡くなられた場合(ただし、旅行行程中に医師の治療を受け、その後も継続して治療を受けていたことを要します。) ⑤事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察などの公的機関により確認された場合	ご契約者、被保険者または被保険者のご親族が負担された次の費用 ①*索救助費用 ②現地との航空運賃などの交通費(救援者3名分限度) ③現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救援者3名分限度、かつ、1名につき14日分限度) ④渡航手続費および現地での諸雑費(合計して20万円限度*) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、ご負担を予定されていた金額、傷害治療費用・疾病治療費用部分でお支払いする金額は控除します。) ⑥遺体処理費用(100万円限度) ⑦被災者以外の被保険者(以下「付添者」といいます。)が、旅行行程に復帰または直接帰国するための航空運賃などの交通費 ⑧付添者が、旅行行程に復帰または直接帰国するためのホテルなどの宿泊施設の客室料(14日分限度) (⑦、⑧は家族旅行特約をセットされる場合のみお支払対象となります。) ☑注意「現地」とは事故発生地、収容地、勤務地をいいます。 *家族旅行特約をセットされる場合は合計して40万円限度となります。
傷 害 治 療 費 用 保 険 金	治療・救援費用保険金の(1)傷害治療費用の「保険金をお支払いする場合」と同一です。	1回のケガ、病気につき、実際に支出された費用*のうち社会通念上妥当な金額をお支払いします。この場合、お支払いする保険金は、ケガの場合は傷害治療費用保険金額、病気の場合は疾病治療費用保険金額を限度とします。 *費用の種類および内容は、治療・救援費用保険金の(1)傷害治療費用、(2)疾病治療費用の「お支払いする保険金」に掲げる費用と同一です。
疾 病 治 療 費 用 保 険 金	治療・救援費用保険金の(2)疾病治療費用の「保険金をお支払いする場合」と同一です。	
救 援 者 費 用 等 保 険 金	治療・救援費用保険金の(3)救援者費用の「保険金をお支払いする場合」と同一です。	ご契約者、被保険者または被保険者のご親族が実際に支出された費用*で社会通念上妥当な金額をお支払いします。この場合、お支払いする保険金は、ご契約期間を通じて救援者費用等保険金額を限度とします。 *費用の種類および内容は、治療・救援費用保険金の(3)救援者費用の「お支払いする保険金」に掲げる費用と同一です。
携 行 品 害 害 保 険 金	旅行行程中に、火災、盗難、破損などにより携行品に損害が生じた場合 ☑注意携行品とは、被保険者が所有し、携行するバッグ、カメラ、衣類などの身の回り品をいいます。(旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、携行する物を含みます。)なお、次に掲げる物は含まれません。 ●通貨、小切手、株券、預金証書、クレジットカード、義歯、義肢、コンタクトレンズ、業務のためだけに使用される物および商品、データソフトウェアなどの無体物 ●ウインドサーフィン・サーフィンなどを行うための用具 ●被保険者の居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)にある物、別送品など	1回の事故につき、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円を限度として、時価*(修理可能な場合は時価と修理代金のいずれか低い額。運転免許証については再発給手数料)により算定された損害額をお支払いします(パスポートについては現地における再発給費用などを5万円限度、乗車券などについてはその損害額を合計して5万円限度)。ただし、ご契約期間を通じ合計して携行品損害保険金額がお支払いの限度となります。 *時価とは、損害が生じた地および時におけるその携行品の価額をいいます。
航 空 機 寄 託 手 荷 物 遅 延 等 費 用 保 険 金	乗客として搭乗される航空機に預けた手荷物(以下「寄託手荷物」といいます。)が、航空機の目的地到着から6時間以内に到着しなかった場合 (注)身の回り品とは寄託手荷物に含まれていた必要不可欠な衣類(下着、寝間着など)、生活必需品(洗面用具、かみそり、くしなど)およびそれらを持ち運ぶためのかばんなどをいいます。	被保険者が予定されていた目的地にて負担された身の回り品(注)購入費・レンタル費用(1回の遅延につき10万円を限度とし、目的地到着から96時間以内、かつ寄託手荷物が被保険者のもとに到着するまでの間に負担されたもの)をお支払いします。
航 空 機 遅 延 費 用 等 保 険 金	①搭乗予定航空機が6時間以上の出発遅延、欠航もしくは運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗された航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 ②搭乗された航空機の遅延もしくは着陸地変更、または搭乗予定航空機の欠航などにより乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合	出発地(左記②は乗継地)にて代替機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担された次の費用および目的地における旅行サービスの取消料を、1回の搭乗不能・遅延などにつき2万円を限度にお支払いします。 ○ホテルなどの客室料 ○食事代 ○国際電話などの通信費 ○交通費(ホテルなどへの移動に要するタクシー代など、その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用) ☑注意社会通念上妥当な費用の額とし、他の給付などがある場合は、その額を控除します。

○治療に関わる費用(治療・救援費用、傷害治療費用、疾病治療費用各保険金)については、日本国内で治療を受けられた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者から診療機関に直接お支払いになることが必要とされない部分についてはお支払いの対象となりません。(海外で治療を受けられた場合で、類似の制度があるときも同様です。)

②主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)など

○次の事由によって生じた損害(ケガなど)に対しては保険金をお支払いできません。なお、主な場合のみを記載しておりますので、詳しくは「安心ガイド」に掲載している特約の「保険金を支払わない場合」をご覧ください。

【ケガまたは病気に関する補償の免責事由】

次の事由によって生じた損害(ケガや病気または費用)に対しては保険金をお支払いできません。

●ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ●自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為など ●歯科疾病

●戦争、革命、核燃料物質の有害な特性など ●無資格運転、酒酔い運転*2

●むちうち症または腰痛でそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

●妊娠、出産、早産、流産に起因する病気*3(ただし、ご契約期間が31日(30泊31日)までの場合において、妊娠満22週未満における妊娠初期の異常が、旅行行程中に発生し、ご自宅に帰着されるまでの間に医師の治療を開始されたときはお支払いの対象となります。)

※前記の*1から*3までの免責事由についてそれぞれ次に該当する場合は「治療・救援費用保険金」の救援者費用および「救援者費用等保険金」のお支払いの対象となります。

*1 自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合

*2 事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合

*3 旅行行程中に亡くなられた場合

<疾病治療費用に関する補償固有の事由>

●旅行行程開始前から発病していた病気 など

【賠償責任に関する補償の免責事由】

①次の原因により損害賠償責任が生じた場合は保険金をお支払いできません。

●ご契約者または被保険者の故意 ●被保険者の職務遂行

●自動車(ただし、原動機付身体障害者用車いす・歩行補助車やゴルフ場敷地内でのゴルフカートによる事故はお支払いします。)、原動機付自転車、船舶、航空機の所有、使用または管理 ●被保険者の心神喪失

②受託物に関する損害賠償責任(ただしホテルのルームキー、レンタル業者から賃借した旅行用品などはお支払いします。)

同居のご親族および旅行行程を同じくするご親族に対する損害賠償責任 など

- * この書面は海外旅行保険をお申し込みいただくに際して、お客様にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みくださるようお願い申し上げます。
- * この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、パンフレットなどの各種ご案内や「安心ガイド」をご覧ください。

1. 契約申込みの撤回などについて(クーリングオフ説明書)

(1) クーリングオフができる場合

○ご契約のお申込後であっても、ご契約日(お申込日)または本書面の受領日のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。ただし、次の契約の場合を除きます。

クーリングオフができない契約の種類	
○ご契約期間(保険期間)が1年以下の契約	○法人または社団・財団などが締結した契約
○営業または事業のための契約	○通信販売により申し込まれた契約
○保険金請求権に質権が設定された契約	

* 既に保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフを申し出られた場合は、クーリングオフの効力は発生せず、ご契約は有効に存続するものとさせていただきます。

(2) クーリングオフの通知方法

○クーリングオフされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に弊社の本社宛てに必ず郵便にてご連絡ください。なお、保険証券(お手元に届いている場合のみ)をご提出いただくこととなりますのでご用意願います。

<ご注意>ご契約を申し込まれた代理店または仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

(3) クーリングオフによる保険料返還

○クーリングオフされた場合には、既に払い込まれた保険料の返還の手続きを弊社よりご連絡し、手続き終了後お返しいたします*。また、弊社および取扱代理店または仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合には、ご契約期間の初日(ご契約期間の初日以降に保険料が払い込まれたときは弊社が保険料を受領した日)からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお払い込みいただく場合がございます。

* 保険料をクレジットカードでお払い込みいただいた場合には、カード会社への請求を停止いたしますので保険料の返還はありません。

○クーリングオフを希望される場合は、ハガキまたは封書に次の必要事項をご記入のうえ、ご郵送ください。

<必要事項>	<宛先>
(1)ご契約をクーリングオフする旨の内容	〒100-8965
(2)ご契約を申し込まれた方の、住所、氏名(捺印)、電話番号	東京都千代田区霞が関三丁目七番三号
(3)ご契約を申し込まれた年月日	日本興亜損害保険株式会社
(4)ご契約を申し込まれた保険の内容	お客様サポート室行

2. 告知義務・通知義務など

(1) ご契約時における注意事項(告知義務など)

○ご契約時には、次の事項(告知事項)について、事実を正確にお申し出ください。(告知義務)

ご契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)には、ご契約時に告知事項について事実を正確に申し出いただく義務があります。契約確認書に記載された告知事項の内容が事実と相違している場合には、事故の際に保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

告知事項	ご説明
満年齢	被保険者(注1)のご契約期間の初日における満年齢をいいます。
職業・職種名(旅行目的)	被保険者(注1)が旅行行程中に従事される職業・職種をいいます。 「海外旅行保険インターネット契約サービス」では、「商用」目的のご旅行についてはお申し込みいただくことができません。そのため、旅行行程中に職業に従事される場合には告知いただきます。
目的地	被保険者の旅行の目的地をいいます。
過去1年間の請求事故	被保険者(注1)について、過去1年以内にケガに対する保険金などを受領または請求されるような事故をいいます。事故歴がある場合は被保険者の合計事故回数も告知いただきます。
他の保険契約等	被保険者(注1)について、契約されている「同種の補償を行う他の保険契約等(注2)」をいいます。該当するご契約がある場合は、他の保険契約等のご契約金額の合計額を告知いただきます。
健康状態に関する質問事項	被保険者(注1)について、ご契約日(お申込日)の時点でケガまたは病気で医師の治療・診察・投薬を受けている場合は、そのケガまたは病気の内容を告知いただきます。
旅行中に行うスポーツに関する質問事項	被保険者(注1)について、旅行行程中に次に掲げる危険なスポーツを行う場合は、そのスポーツの内容を告知いただきます。 山岳登山※1、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機※2操縦※3、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機※4搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツ ※1ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。 ※2グライダーおよび飛行船を除きます。 ※3職務として操縦する場合は除きます。 ※4モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機などをいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーンなどをいいます。)を除きます。
居住地	被保険者(注1)について、ご契約日(お申込日)時点で日本国外における永住権または市民権の所持について、その有無を告知いただきます。
生活用動産損害補償特約(注3)をセットする場合のみ	旅行行程中、被保険者の生活用動産について、日本国内の被保険者住所と海外目的地の住所間を輸送する場合(被保険者が携行される場合を除きます。)は、その回数を告知いただきます。

(注1)被保険者が2名以上の場合(家族旅行特約をセットする場合を含みます。)には、それぞれ被保険者ごとに告知いただきます。

(注2)「同種の補償を行う他の保険契約等」とは、弊社および他社における海外旅行保険、傷害総合保険、くらしの安心保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、ゴルファー保険などをいいます。

(注3)生活用動産損害補償特約の詳細については、「安心ガイド」をご覧ください。

※告知事項については、申込手続き画面の「お申込みにあたっての告知事項」欄と契約確認書において★印または☆印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

○法定相続人以外の方を死亡保険金受取人として定める場合は、被保険者のご署名およびご捺印、その他弊社の定める書類が必要となります。

(2) ご契約後における注意事項(通知義務など)

○ご契約後に、次の事項(通知事項)について、変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。(通知義務)

ご契約者または被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご連絡いただく義務があります。遅滞なくご連絡いただけない場合において、変更後に適用される保険料が変更前のものより高いときは、変更の後に生じた事故によるケガなどについては保険金を削減してお支払いすることがあります。また、変更に伴

い追加保険料が必要となる場合に追加保険料をお払いのみいただけるときには、ご契約を解除させていただくことや、変更後に生じた事故によるケガなどについて保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

通知事項	ご説明
職業・職種名	被保険者が旅行行程中に従事される職業・職種(保険証券に職業・職種)をいいます。職業・職種を変更された場合のほか、職業に就かれていない方が新たに職業に就かれた場合または職業に就かれていた方がその職業を辞められた場合にもご連絡ください。
目的地	被保険者の旅行の目的地をいいます。目的地を変更される場合にご連絡ください。

※通知事項については、手続き画面において☆印をつけていますので、変更のご連絡漏れがないよう十分ご注意ください。

○上記の通知事項のほか、ご契約者の住所を変更される場合にも遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。

○通知事項以外のご契約条件を変更される場合はあらかじめお申し出ください。

ご契約期間の途中で通知事項以外のご契約条件を変更される場合(ご契約期間の延長や特約を追加される場合など)は、あらかじめ取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡をいただいた後、すみやかに変更手続きをご案内いたします(変更の内容によっては旅行行程中にご契約条件の変更ができない場合があります)。なお、ご契約条件の変更手続きの前(ご契約条件の変更手続きに伴い追加保険料が必要となる場合は追加保険料をお払いのみいただく前)に発生した事故については、変更前のご契約条件が適用されますのでご注意ください。

(3)この保険契約でお引受けができない職業・職種など(引受範囲外)に該当された場合

○旅行行程中に次の「この保険契約でお引受けができない職業・職種など(引受範囲外)」に該当する方につきましては、ご契約をお引き受けすることはできません。したがってご契約期間中に引受範囲外となられた場合は、それ以降に発生した事故によるケガなどについては保険金をお支払いできません。また、ご契約についても解除させていただくことがあります。

この保険契約でお引受けができない職業・職種など	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらに類する職業または同程度の危険を有する方
-------------------------	--

3. 保険責任開始期・保険料の払込猶予期間などの取扱い

○保険責任は保険証券に記載されたご契約期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。ただし、海外旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着されるまでに限りです。

○保険料のお払込方法は「クレジットカード決済」の一括払のみとなります。詳しくは、申込手続き画面の「インターネット契約サービスのご利用上の注意」に記載の「保険料のお払込み」欄をご確認ください。

4. 主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)

○次の事由によって生じたケガや病気などに対しては保険金をお支払いできません。なお、主な場合のみを記載しておりますので、詳しくは、「安心ガイド」に掲載している特約の「保険金を支払わない場合」をご覧ください。

- ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
 - 自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為など
 - 戦争、革命、核燃料物質の有害な特性など
 - 歯科疾病
 - 無資格運転、酒酔い運転*2
 - むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
 - 妊娠、出産、早産、流産に起因する病気*3(ただし、ご契約期間が31日(30泊31日)までの場合において、妊娠満22週未満における妊娠初期の異常が、旅行行程中に発生し、ご自宅に帰着されるまでの間に医師の治療を開始されたときはお支払いの対象となります。) など
- <疾病治療費用に固有の事由>
- 旅行行程開始前から発病していた病気 など

※上記の*1から*3までの免責事由についてそれぞれ次に該当する場合は「治療・救済費用保険金」の救済者費用および「救済者費用等保険金」のお支払いの対象となります。

- *1 自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合
- *2 事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合
- *3 旅行行程中に亡くなった場合

5. 解約と解約返れい金

○ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。

○解約に際しては、既に経過したご契約期間に対する保険料に応じて、保険料を返還させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

○旅行キャンセル費用補償特約をセットされている場合(出国後のみ補償特約をセットされている場合を除きます。)、契約内容の変更または解約に伴い、既にお払いいただいた保険料と所定の方法により計算した返還保険料の差額がこの特約の保険料に満たないときには、既にお払いいただいた保険料からこの特約の保険料を差し引いた金額を返還します。

6. 「損害保険契約者保護機構」による契約者保護について

○引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。【2010年8月現在】

○「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

7. 個人情報の取扱いに関する説明事項

1. 弊社(共同保険契約の場合には「各引受保険会社」とします。以下同じ。)は本契約に関する個人情報を、保険契約の引受判断・履行(保険金支払いなど)および各種サービス、他の保険・金融商品などの案内または提供のために利用します。
2. 弊社は、保険契約の引受け、契約内容変更および保険金支払いに関する判断のために、本契約に関する個人情報を弊社のグループの他の保険会社と共同で利用することがあります。
3. 弊社は、弊社のグループ企業や提携先企業との間で、その取り扱う商品・サービスなどの案内または提供のために、本契約に関する個人情報を共同で利用することがあります。
4. 弊社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、ご契約内容、事故内容、保険金ご請求内容などに係る個人情報を、他の損害保険会社・共済および(社)日本損害保険協会との間において共同利用する制度を実施しています。
5. 弊社は、本契約の引受判断・履行(保険金支払いなど)のために必要な範囲において、本契約に関する個人情報を第三者に対して提供することがあります。
*上記の「第三者」は、保険事故の関係者(当事者、損害保険会社・共済、修理業者など)、医療機関、再保険取引会社などをいいます。
6. なお、告知書などに記載された医療・健康情報などの機微(センシティブ)情報の取得、利用または第三者提供については、保険事業の適切な運営を確保するために業務上必要な範囲で行うものとします。

※詳しくは、弊社ホームページ(<http://www.nipponkoa.co.jp>)、共同保険の場合には各引受保険会社のホームページをご覧ください。

8. ご契約時・ご契約後にご注意いただきたいこと

(1) 損害保険契約などの契約内容登録制度について

○損害保険制度が健全に運営され、傷害保険金のお支払いが正しく確実に行われるよう、傷害保険金をお支払いする保険契約について(社)日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しています。

(2) 団体契約およびご契約者以外の方を被保険者とする保険契約について

○ご契約者と被保険者が異なる場合(団体契約を含みます。)や、被保険者となる方がご契約者以外にもいらっしゃる場合には、「契約概要」および「注意喚起情報」をその方にもお読みいただくようお願いいたします。また、企業などを死亡保険金受取人とする場合などには、被保険者となる方に「契約概要」および「注意喚起情報」をお読みいただき、ご家族に対してもこの保険契約についてご説明いただくようお願いいたします。

○この保険契約の被保険者となることについて被保険者が同意されていない場合には、被保険者からご契約者などに対してご契約の解除をお申し出いただくことができます。詳しくは、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

(3) 共同保険の代理代行について

○ご契約が複数の保険会社による共同保険契約の場合は、各引受保険会社は引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、弊社は幹事保険会社として他の引受保険会社の代理・代行を行います。

(4) 保険契約の無効について

- ご契約の際に次の事実がある場合には保険契約は無効(その保険契約のすべての効力が、ご契約時から生じなかったものとして取り扱うこと。)となります。
 - ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
 - ご契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、身体の障害に対して一定額の保険金を支払う特約がセットされている場合に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(5) 保険証券または契約確認書をご旅行にご持参ください

- 日本語安心サービス、キャッシュレス・メディカル・サービスおよび現地保険金お支払いサービスのご利用にあたっては、保険証券または契約確認書が必要になりますので、ご旅行にご持参ください。

(6) ご契約延長手続きについて

- ご旅行中に、ご旅行日程の変更などの理由で、ご契約期間の延長を希望される場合は、取扱代理店または弊社の営業店において、ご契約延長のお申込手続きと追加保険料のお払込みが必要となります。日本におけるご連絡先の方(お客様のご家族、ご友人など)にお手続きくださるようお願いいたします。その際、あらかじめ、お電話や郵便などで、次の事項をご連絡先の方にお伝えください。
 - ご契約者名および被保険者名
 - ご契約期間
 - ご希望の延長期間
 - 証券番号またはお申込受付番号
 - ご契約いただいた取扱代理店名および弊社営業店名
- ※現在の契約期間の終了前にお手続きいただけない場合は、延長手続きができなくなりますので、日数に余裕をもってお手続きくださいますようお願いいたします。弊社の駐在員事務所、日本語安心サービスのアシスタンスセンター、クレームエージェントなどではお手続きできません。また電話での延長手続きもお受けできませんのであらかじめご了承ください。
- 現在のご契約期間または延長期間によっては、ご契約期間の延長ができない場合またはご契約条件の変更が必要となる場合がございますのであらかじめご了承ください。

(7) 長期のご契約について

- 海外旅行保険の保険料は、ご契約期間の初日に適用される料率・割増引制度などにより決定されます。したがって、ご契約期間の初日以降に、海外旅行保険について料率改定や割増引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みのご契約の保険料は変更いたしません。また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご承知おきください。

9. 日本興亜損保「トラベル安心パック」について

- 日本興亜損保「トラベル安心パック」は、弊社の海外旅行保険をご契約いただいたお客様に対して提供させていただくサービスです。
- 日本興亜損保「トラベル安心パック」のサービスとして、日本語安心サービスをご利用いただけます。海外旅行中に万一事故にあわれた場合や、保険に関する相談などは日本語安心サービスのアシスタンスセンターへお電話ください。担当者が24時間年中無休で、日本語にて承ります。
- 日本興亜損保「トラベル安心パック」の詳細につきましては、「安心ガイド」をご覧ください。

10. 事故が発生した場合の手続き

(1) ただちにご連絡ください

- 万一事故にあわれたら、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡いただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。(キャッシュレス・メディカル・サービスや日本語安心サービスなどを利用された場合には、治療費などについてお立て替えいただいた場合を除きご連絡は不要です。また、長期の海外滞在期間中に「現地保険金お支払いサービス」を利用される場合はクレームエージェント※1へご連絡ください。)

・取扱代理店※2 ・弊社※2【弊社の受付時間：平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)] ・クレームエージェント※1

- ※1クレームエージェントとは、「現地保険金お支払いサービス」の提供にあたり、弊社が事故報告の受付や保険金の支払処理を委託する機関です。詳しくは、「安心ガイド」をご覧ください。
- ※2ご連絡先は保険証券に記載しています。
- キャッシュレスで医療サービスを受けることや、海外滞在期間が長期の場合に現地でお支払いいただくことができますが、次の保険金は、原則として帰国後に日本円でお支払いとさせていただきます。
 - 傷害死亡
 - 傷害後遺障害
 - 疾病死亡
 - 救援者費用
 - 旅行キャンセル費用

(2) 必ずご相談ください

- 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。(海外滞在期間中は、弊社が保険金の支払業務を委託するクレームエージェントへご連絡ください。)

(3) 保険金の代理請求人制度について(保険金請求についての重要なお知らせです。)

- 被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内のご親族の方が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

(4) 保険金請求に必要な書類について

- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または弊社より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。

※弊社にご提出いただく保険金請求書類は、下表の書類のうち弊社にご提出をお願いするものです。

ご提出いただく書類 (○が付いている場合に対象となります。)	事故(損害)の種類	ケガ・病気	物損害 (注1)	費用損害 (注2)	賠償損害 (注3)
(1) 保険金請求の意思確認または保険金請求権の確認のために必要な書類 【保険証券・保険契約証、保険金請求書、戸籍謄本(除籍謄本)、印鑑証明書、委任状、住民票 など】		○	○	○	○
(2) 事故状況や事故原因の確認のために必要な書類 【事故状況説明書(事故発生報告書)、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など】		○	○	○	○
(3) 損害の範囲または損害の額を算出するために必要な書類	修理見積書(請求書)、写真、領収書、函面(写)、復旧通知書、賃貸借契約書(写)、売上高など営業状況を示す帳簿(写)、動産損害報告書 など	—	○	○	○
	診断書、入院院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、法定外補償規定(写) など	○	—	○	○
	費用の支出を示す領収書・請求書・費用明細 など	—	○	○	○
(4) 保険の対象の所有者を確認するために必要な書類 【登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など】		—	○	—	—
(5) 公の機関や関係先への調査のために必要な書類 【個人情報の取扱に関する同意書、医療機関用同意書 など】		○	○	○	○
(6) 被保険者が損害賠償責任を負担することを確認するために必要な書類 【示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書 など】		—	—	—	○
(7) 質権設定がある契約で保険金請求者を確認するために必要な書類 【保険金直接支払承諾書、債権額現在高通知書、証 など】		—	○	—	—

(注1)「携行品損害補償特約」など損害保険金のお支払いの対象となる事故により保険の対象に生じた損害をいいます。

(注2)「治療・救援費用補償特約」など費用保険金のお支払いの対象となる事故による損害をいいます。

(注3)「賠償責任補償特約」など賠償責任を補償する特約で定める事故により負担される賠償責任をいいます。

- 保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご契約内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、お客様にお申し込みいただく保険契約が「お客様のご希望に沿う内容となっていること」および「保険料算出にかかわる事項が正しいこと」をご確認させていただくためのものです。

次の項目はいずれも重要な項目ですので、お手数ですが、契約確認書、パンフレットおよび重要事項説明書とあわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点や疑問点がございましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. お客様のご希望に沿う内容となっていることをご確認いただく項目

- 補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
- ご契約金額（保険金額）
- ご契約期間（保険期間）
- 保険料・保険料払込期間・保険料払込方法
- 契約者配当金の有無

2. 保険料算出にかかわる事項が正しいことをご確認いただく項目

- 被保険者の満年齢

※ファミリータイプ（家族旅行特約をセットするご契約）の場合、上記の項目に加えて次の項目をご確認ください。

- 被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲

◎上記項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、契約申込書への記載が必要なものは正しくご記入いただきますようお願いいたします。

● 弊社の保険に関する苦情・ご相談窓口

（電話番号のおかけまちがいにご注意ください。）

〈お客様サポート室〉

0120-919-498

受付時間：平日の9:00～17:00

（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）

● 弊社の保険に関する（社）日本損害保険協会の苦情・ご相談窓口（電話番号のおかけまちがいにご注意ください。）

弊社との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

〈そんがいほけん相談室〉

0120-107-808

受付時間：平日の9:00～18:00

（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）

（注）携帯電話・PHSからは **03-3255-1306** をご利用ください。